

附属図書館文献複写要項

(平成28年4月28日附属図書館長決裁)

[令和8年6月10日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、附属図書館利用細則（平成28年島大細則第8号）第14条第1項の規定に基づき、島根大学附属図書館の文献複写に関し必要な事項を定めるものとする。

(文献複写の目的)

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限って受託することができる。

(申込)

第3条 文献複写の申込をしようとする者は、あらかじめ所定の文献複写申込書を、附属図書館長又は医学図書館長に提出しなければならない。

(文献複写料金)

第4条 文献複写料金（以下「料金」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(料金の納入)

第5条 料金は前納しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる機関については、料金を後納することができる。
- 3 既納の料金は、返還しない。

(後納の取扱い)

第6条 料金の後納を希望する別表第2の2から11に掲げる機関等の長は、別紙様式第1号に定める文献複写料金後納許可申請書により学長に申請しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する申請を許可した場合は、別紙様式第2号に定める文献複写料金後納許可書により当該機関等の長に通知するものとする。
- 3 当該機関の長は、第1項の許可申請書に記載された事項に変更が生じた場合又は前項の許可の撤回を希望する場合は、速やかに学長に申し出るものとする。

(債権の通知)

第7条 企画部図書情報課長は、前条の規定により生じる債権の内容を毎月末に機関ごとにとりまとめ、経理責任者に通知しなければならない。

(納入等の特例)

第8条 別表第2の1の項に掲げる機関の料金の後納の取扱いについては、国立情報学研究所 ILL 文献複写等料金相殺サービス利用規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月28日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 島根大学学術情報機構附属図書館文献複写要項（平成25年6月28日学術情報機構附属図書館長決裁）は、廃止する。

3 マイクロフィルム方式による文献複写料金に関する要項（平成25年6月28日学術情報機構附属図書館長決裁）は廃止する。

附 則

この要項は、平成31年1月31日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年7月15日から実施する。

附 則

この要項は、令和8年6月10日から実施する。ただし、この要項による改正後の附属図書館文献複写要項別表第1の規定は、令和8年8月1日から実施する。

別表第1（第4条関係） 文献複写料金表

区 分	料 金 (A3判以下1枚当たり)	
	学外者	学内者
白黒	50円	5円
カラー	55円	10円

注1 学内者とは、附属図書館利用細則第3条第1号及び第2号に規定する者をいい、学外者とは、それ以外の者をいう。

2 通信運搬費は、文献複写の申込者が実費を負担するものとする。

別表第2（第5条関係） 文献複写等料金を後納することができる機関

1	国立情報学研究所 ILL 文献複写等料金相殺サービス加入機関
2	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の大学又は高等専門学校(国立学校を除く。)に設置された図書館及びこれに類する施設
3	大学等における教育に類する教育を行う教育機関で、当該教育を行うにつき、学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館及びこれに類する施設(国、地方公共団体又は民法第34条の法人が設置するものに限る。)
4	学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたものに設置された図書館及びこれに類する施設(国、地方公共団体又は民法第34条の法人が設置するものに限る。)
5	図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
6	学校図書館法(昭和28年法律第185号)第2条に規定する学校図書館
7	国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)第1条に規定する国立国会図書館
8	外国の政府又は地方公共団体が定める学校教育に関する法令の規定によって設置された学校に設置された図書館及びこれに類する施設
9	外国の政府又は地方公共団体が設置した図書館
10	文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設に設置された図書館及びこれに類する施設
11	医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5及び第1条の6に規定する病院、診療所又は介護老人保健施設に設置された図書室及びこれに類する施設

別紙様式第1号（第6条関係）

年 月 日

文献複写料金後納許可申請書

島根大学長 殿

機関名

代表者氏名

附属図書館文献複写要項第6条の規定に基づき、文献複写料金の後納を申請します。

会計責任者郵便番号

所在地

役職名

氏名

担当者役職名

氏名

電話番号

F A X

年 月 日

文献複写料金後納許可書

殿

島根大学長（公印省略）

年 月 日付けをもって申請のあった に係る文献複写料金を後納することについては、下記の条件を付して許可します。

記

- 第1 料金の支払い及び支払期限を厳守すること。
- 第2 文献複写料金及び支払方法等については、本学の定めるところによること。
- 第3 延滞金については、本学の規定に基づき徴収するものであること。
- 第4 申請機関の設置者は、文献複写料金の未納や支払遅滞に対して責任を負うこと。
- 第5 申請内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出ること。
- 第6 第1から第5までに定める条件に違背したときは、特段の事由がない限り後納許可を取り消すことがあること。